

じんけん通信

令和元年(2019年)8月(第136号)

今月号(8月)のじんけん通信では、前月号(7月)に引き続き、県内で高齢者に寄り添った取組を展開しておられる「NPO法人 元気な仲間」の活動をご紹介します。

7月号では『たすけあい高島』についてお伝えしましたが、8月号では、『憩い処 あかり』についてご紹介します。

特集 「つながり」を大切に ～住民参加の居場所づくり～ (後編)

◆憩い処 あかり

◇『憩い処 あかり』とは？

『憩い処 あかり(以下『あかり』)』とは、NPO法人「元気な仲間」が、平成28年9月からJR新旭駅前のショッピングセンターの『エスパ』内で始めたお食事処です。



↑ 所在地



↑ 外観

↑ 店内の様子

◇活動の内容は？

『あかり』では、一人暮らしの高齢の方などにバランスのよいお食事を提供しています。

それだけではなく、お客さんがゆっくりと気軽に話をしてもらえるように、またその名のおり地域の方々の憩い処（居場所）と感じてもらえるように心がけています。

カウンター席に座ってもらったお客さんと言葉の掛け合いができることを大事に考えていて、日常の悩みや不安などについて相談されることもあります。

お客さん同士の交流が進むことで新たな「つながり」が生まれる社会参加の場でもあります。

また、『あかり』では、テーブルのレイアウトにもこだわっています。お客さん同士が背中合わせになることなく、横に並んで食事ができるように工夫して、会話をしやすくしています。

◇つながる気持ち、つながる関係

取組を進めていくことで、スタッフと地域の人との「つながり」だけでなく、お客さん同士の「つながり」も生まれています。

こうした交流によって、地域の人が徐々にお互いのことを理解することができます。『あかり』では、こうした人の「つながり」を大切にされています。そのことが、居心地のいい雰囲気を作り出しているのだと思います。

常連のお客さんから「かかりつけのお医者さんに、あかりに行くことが一番の薬や、と言われた」と聞いたとき、スタッフの方はとても嬉しかったそうです。

こうしてできた「つながり」が、地域のみなさんの活力となり、地域の活性化につながっています。



↑ 『あかり』 でつながった人たちの写真が壁に飾られていました。

◇すべての人に居場所と出番を

常連さんに『あかり』についてインタビューをさせていただいたところ「ここに来ることで、様々な人と交流することができて楽しく、そしておいしいご飯を食べられるので、若さを保てる。」「(高齢者でも)遠慮せずにコーヒーを飲みに行ける店ができて嬉しい。」「ほっと一息つける場になっているので(用事の無い時には)定期的に来ている」と喜んでおられました。

また、『あかり』では、お客さんの8割程度が常連さんのことですが、高齢の方も障害のある方も「何かしたい!」、「人の役に立ちたい!」との想いから、皿洗いなどのお手伝いなどをしてくださるそうです。つながりができたことで自分の畑で採れた野菜をお店の食材として提供いただくこともあるそうです。

◇『あかり』の‘これまで’と‘今’

今では常連さんの多い『あかり』ですが、開店当時、初めて来られたお客さんは、最初はほとんど話をされることが無かったそうです。それでも回数を重ねるうちにスタッフとの関係ができ、だんだんといろんな話をされるようになり、ホームヘルパーさんをお願いして食事を作ってもらっていた状態から、ほぼ毎日ここを利用して食事をされるようになったことで、ホームヘルパーさんの助けが不要になったとのお話も伺いました。

◇『あかり』の‘これから’

『あかり』では、最近「鍋ごと配食」という取組などもはじめられたそうです。ご近所の人などが集まる機会に鍋(料理)を配達する取組です。高齢の方への配食というとお弁当を個別に配達することが一般的ですが、お鍋であれば、一人暮らしの方が他の人と一緒に食事をする機会の提供にもなっ

て、あまり知らない人同士でも鍋を囲むことでつながりをより深めることができます。

そして、それをきっかけとして「今日は『あかり』にご飯を食べに行こうと今後たくさんの方が気軽にお店に来られることが理想なんです。」とのスタッフさんのお話でした。



↑ 「鍋ごと配食」案内チラシ



↑ 「レクリエーション付き
お食事プラン」
案内チラシ

◆取材を終えて

◇みんなが主役の地域社会づくり

『たすけあい高島』（7月号で紹介）や『憩い処あかり』（今月号で紹介）では、その地域に暮らす人々が活動の担い手であり、活動の主役となっております。「居場所」があり「出番」があること、自分が人に必要とされ、社会に貢献していると実感できることで、充実や幸福を感じることもできるのではないのでしょうか。またそれは、高齢の方だけではなく、日々の生活の様々な場面において、すべての人にあてはまることではないのでしょうか？

個人を尊重し、お互いに助けあう。そんな思いを持った一人ひとりの行動が『滋賀県人権尊重の社会づくり条例』に定められている「すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」に向けた最初の一步なのではないかと思いました。

あなたの行動が、誰かの支えになっているかもしれません。

あなたの「やさしさ」が、誰かの心に響いているかもしれません。

理解し、支えあい、思いやること。

まわりの人への「思いやり」、「たすけあい」は、他の人にも伝わるはずです。

あなたの気持ち、他の人の気持ち、お互いに尊重し合って「たすけあい」の輪が広がれば、何気ない日々もさらに明るくなると思いませんか？

みんなの心に「あかり」が灯る社会になればいいですね。

人権カレンダー 8月

- **6日 広島原爆の日 / 9日 長崎原爆の日**

昭和20年(1945年)8月6日に広島へ、9日には長崎に原爆が投下され、広島では約14万人が、長崎では約7万人の方が亡くなったとされています。

- **7日 ホームレス自立支援法の公布・施行**

平成14年(2002年)のこの日に公布・施行。ホームレスの自立の支援や、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関して、国、地方公共団体の責務を明らかにしました。平成30年6月14日の改正により、自立支援の有効期限が2027年まで10年間延長となりました。

- **12日 国際青少年デー**

8月12日を「国際青少年デー」とすべきだとする青少年に関する世界閣僚会議の提案が、平成11年(1999年)12月17日、国連総会に認められました。この日は政府やその他の人々の注意を世界の青少年問題へ向ける機会とされており、毎年異なるテーマが設定されています。

- **15日 戦没者を追悼し、平和を祈念する日**

昭和20年(1945年)8月15日に第二次世界大戦が終結したことを受け、昭和57年(1982年)に、この日を「戦没者を追悼し、平和を祈念する日」とすることが閣議決定されました。

- **28日 解放令の公布**

明治4年(1871年)のこの日、明治政府は、それまで賤民とされていた人々の身分や職業を平民と同様とする内容の「太政官布告(解放令)」を公布しました。

- **29日～9月4日 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間**

全国の法務局では、子どもの人権に関する専門相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル0120-007-110)を設置しています。週間中は平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日でも電話相談に応じますので、気軽にお電話ください。相談は無料、秘密は厳守します。

- **30日 強制失踪の被害者のための国際デー**

世界のいたるところに存在する何万人という強制失踪の被害者への関心を高める日となっています。わが国は拉致問題を含む強制失踪の問題への国際的な関心を高める上でも重要であることから、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」に平成19年(2007年)に署名、平成21年(2009年)7月23日に締結しました。

シンケンダーのちょっと一言

みんなに「居場所」があることは、とても大切なことなのだー！



誰にも居場所があり、お互いに助け合うことで、地域がさらにあたかくて安心できるまちになるといいですね。